

## 国家資格試験の受験・免除規定

2014/10/15

No.	省名	資格名	資格の概要 要件	受験資格	技術士有資格者に対する受験免除規定
101	経済産業省	ダム水路主任技術者	試験は実施しておらず、申請により学歴及び実務の経験に応じて資格が交付される	ダム水路主任技術者の学歴は、「土木工学に関する学科を修めて卒業した者」、「(高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者)同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とする。	次の者は、ダム水路主任技術者資格を許可される。 1. 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第一次試験であってその技術部門が建設部門であるものに合格した者 2. 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が建設部門、農業部門(選択科目が「農業土木」であるものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目が建設部門に係るもの又は「農業土木」であるものに限る)であるものに合格した者
102		中小企業診断士	第1次試験合格後、 (1)2次試験に合格し、更に15日以上の実務補習もしくは診断実務従事すること (2)経済産業大臣が登録する登録養成機関での養成課程を修了すること	・1次試験については、特に制限はなく、誰でも受験できる ・2次試験については、1次試験の全科目合格者及び1次試験の全科目免除者	技術士(情報工学部門登録者に限る)は、1次試験7科目中の「経営情報システム」科目が免除される
103		弁理士	本試験に合格して弁理士法第16条の2第1項の規定による実務修習を修了した者は、弁理士となる資格が付与される	学歴等を問わず	技術士有資格者(対象は全部門であるが、部門により免除科目は異なる)は、論文式筆記試験の選択科目【理工Ⅰ(工学)、理工Ⅱ(数学・物理)、理工Ⅲ(化学)、理工Ⅳ(生物)、理工Ⅴ(情報)]のいずれかの科目が免除される
104		ボイラー・タービン主任技術者	試験は実施しておらず、申請により資格が交付される	学歴に応じた、実務経験年数が必要。 第1種資格に対しては 大学(機械工学)卒:6年 高校(機械工学)卒:10年	技術士(機械部門に限る)の2次試験に合格し、実務経験6年もしくは3年(圧力5880キロパスカル以上の発電用の設備に係わった年数)を有する者は、ボイラー・タービン主任技術者1種申請資格を与えられる。
201	国土交通省	土地区画整理士	土地区画整理事業の円滑な施行が進められるように、当該事業に関する専門的知識の維持向上を図ることを目的として、国土交通大臣が行う技術検定。学科試験と実地試験があり、学科試験には実務経験が必要	学歴、資格に応じて実務経験が必要	技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。)の合格者で、土地区画整理事業に関し1年以上の実務経験を有する者は学科試験免除。
202		土木施工管理技士(1級・2級)	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することであり、その目的達成の一環として、国土交通大臣は、建設工事に従事する者を対象にして技術検定を行い、施工技術の向上を図ることとされている。学科試験と実地試験があり、学科試験には実務経験が必要。	学歴に応じて実務経験が必要	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る)に合格した者は学科試験免除。

No.	省名	資格名	資格の概要 要件	受験資格	技術士有資格者に対する受験免除規定
203		電気工事施工管理技士(1級・2級)	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することであり、その目的達成の一環として、国土交通大臣は、建設工事に従事する者を対象にして技術検定を行い、施工技術の向上を図ることとされている。学科試験と実地試験があり、学科試験には実務経験が必要。	学歴、資格に応じて実務経験が必要	技術士法による技術士の第二次試験のうちで技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)に合格した者は学科試験免除。
204		管工事施工管理技士(1級・2級)	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することであり、その目的達成の一環として、国土交通大臣は、建設工事に従事する者を対象にして技術検定を行い、施工技術の向上を図ることとされている。学科試験と実地試験があり、学科試験には実務経験が必要。	学歴に応じて実務経験が必要	・技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)による改正前の第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る)とするものに合格した者は学科試験免除。
205		造園施工管理技士(1級・2級)	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することであり、その目的達成の一環として、国土交通大臣は、建設工事に従事する者を対象にして技術検定を行い、施工技術の向上を図ることとされている。学科試験と実地試験があり、学科試験には実務経験が必要。	学歴に応じて実務経験が必要	・技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門及び森林部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。))の合格者で、1級造園施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者は学科試験免除。
206		気象予報士	防災情報と密接な関係を持つ気象情報が、不適切に流されることにより、社会に混乱を引き起こすことのないよう、気象庁から提供される数値予報資料等高度な予測データを、適切に利用できる技術者を確保することを目的	規定なし	技術士の登録(応用理学部門に限る)で学科試験免除、ただし、実務経験3年以上
301	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)。試験と講習会があり、どちらでも取得可能。	試験は実務経験が必要。講習会の受講資格は実務経験または資格による。	講習会の受講資格で技術士の機械、電気電子、上下水道、または衛生工学部門の登録を受けた者は実務経験が必要なし。

No.	省名	資格名	資格の概要 要件	受験資格	技術士有資格者に対する受験免除規定
302		労働安全コンサルタント	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣の指定登録機関での登録を受け、事業場における労働安全又は労働衛生の水準の向上を図るため、事業者からの依頼により事業場の診断や、これに基づく指導を業として行う専門家として、労働安全・労働衛生に関する高い専門知識はもちろん、豊富な経験に裏付けられた高い指導力、安全衛生に対する強い熱意が求められる。試験の区分は次の区分ごとに筆記試験(産業安全一般、産業安全関係法令必須)及び口述試験(各分野選択)によって行います。(1)機械安全(2)電気安全(3)化学安全(4)土木安全(5)建築安全 上記試験区分の(1)～(5)のうち、いずれか一つを受験。	試験は実務経験または資格によって受験可能。	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者は受験可能。免除科目は技術士試験合格者で、機械部門、船舶・海洋部門、航空・宇宙部門又は金属部門に係る第二次試験に合格したもの(機械-機械安全)、技術士試験合格者で、電気電子部門に係る第二次試験に合格したもの(電気-電気安全)、技術士試験合格者で、化学部門に係る第二次試験又は農芸化学を選択科目とする農業部門に係る第二次試験に合格したもの(化学-化学安全)、技術士試験合格者で、資源工学部門若しくは建設部門に係る第二次試験、農業土木を選択科目とする農業部門に係る第二次試験又は森林土木を選択科目とする森林部門に係る第二次試験に合格したもの(土木-土木安全)、技術士試験合格者で、生産マネジメントを選択科目とする経営工学部門(昭和58年1月1日前の生産管理部門)に係る第二次試験に合格したもの(全区分、産業安全一般)
303		労働衛生コンサルタント	試験の区分は次の区分ごとに筆記試験(労働衛生一般、労働衛生関係法令は必須、各分野選択)によって行います。分野は(1)保健衛生(2)労働衛生工学上記試験区分の(1)及び(2)のうち、いずれか一つを受験。	試験は実務経験または資格によって受験可能。	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者は受験可能。免除科目は技術士試験合格者で、衛生工学部門に係る第二次試験に合格したもの(労働衛生工学)
304		作業環境測定士(一種、二種)	試験の区分は次の区分ごとに筆記試験(共通科目は労働衛生一般、労働衛生関係法令、作業環境について行うデザイン・サンプリング、作業環境について行う分析に関する概論は必須、各分野選択)によって行います。分野は(1)有機溶剤(2)鉱物性粉じん(3)特定化学物質(4)金属類(5)放射性物質、一種は全て、二種は共通科目のみ	試験は実務経験または資格によって受験可能。	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者は受験可能。免除科目は技術士(化学部門、金属部門又は応用理学部門に限る。)の登録を受けた者(作業環境について行う分析に関する概論)、技術士(衛生工学部門に限る。)の登録を受けた者で、登録後、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの(作業環境について行う分析に関する概論と選択分野の放射性物質以外)
401	農林水産省	土地改良事業の審査のための農林水産省が委嘱する専門技術者	一般的に見て専門的技術を有する技術者(国家公務員、地方公務員、学校の職員、一般民間人)。 地方農政局長、都道府県知事等がそれぞれ関係部門の専門的知識を有する技術者に調査を委嘱する。		【委嘱条件】 技術士(農業部門)のうち農業土木、地域農業開発計画、農村環境に合格した者

No.	省名	資格名	資格の概要 要件	受験資格	技術士有資格者に対する受験免除規定										
501	総務省	消防設備士試験	<p>劇場、デパート、ホテルなどの建物は、その用途、規模、収容人員に応じて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が法律により義務づけられており、それらの工事、整備等を行うには、消防設備士の資格が必要。</p> <p>甲種消防設備士は、消防用設備等又は特殊消防用設備等(特種の資格者のみ)の工事、整備、点検ができ、乙種消防設備士は消防用設備等の整備、点検を行うことができる。</p>	<p>甲種特類: 甲種特類を受験するには、甲種第1類から第3類までのいずれか一つ、甲種第4類及び甲種第5類の3種類以上の免状の交付を受けていることが必要 特類以外:受験資格は大別して国家資格等によるものと、学歴によるもの2種類(詳細あり <a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/qualified01.html">http://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/qualified01.html</a>)</p> <p>甲種消防設備士・技術士(全部門)・電気工事士・電気主任技術者・修(博)士・専門学校検定合格者・管工事施工管理技士・教員免許状・無線従事者・建築士・配管技能士・ガス主任技術者・給水技術者・旧制度の消防設備士</p>	<p>技術士 次表に掲げる技術の部門に応じて、試験の指定区分の類について、筆記試験のうち、「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」が免除になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>試験の指定区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械部門</td> <td>第1、2、3、5、6類</td> </tr> <tr> <td>化学部門</td> <td>第2、3類</td> </tr> <tr> <td>電気・電子部門</td> <td>第4、7類</td> </tr> <tr> <td>衛生工学部門</td> <td>第1類</td> </tr> </tbody> </table> <p>□</p>	部門	試験の指定区分	機械部門	第1、2、3、5、6類	化学部門	第2、3類	電気・電子部門	第4、7類	衛生工学部門	第1類
部門	試験の指定区分														
機械部門	第1、2、3、5、6類														
化学部門	第2、3類														
電気・電子部門	第4、7類														
衛生工学部門	第1類														
502		消防設備点検資格者(講習)	<p>特に人命危険度の高い一定の防火対象物に設置されている消防用設備等については、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検***</p> <p>第1種(主として機械系統の設備)、第2種(主として電気系統の設備)及び特種(特殊消防用設備等)</p>	<p>受講資格は、下記のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲種又は乙種の消防設備士</li> <li>・技術士の第2次試験に合格した者(機械部門、電気・電子部門、化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。)</li> <li>・その他(省略:下記参照)</li> </ul> <p><a href="http://www.fesc.or.jp/jukou/setsubi/kousyu/tebiki2.htmlht">http://www.fesc.or.jp/jukou/setsubi/kousyu/tebiki2.htmlht</a></p>	特になし										

No.	省名	資格名	資格の概要 要件	受験資格	技術士有資格者に対する受験免除規定
601	環境省	廃棄物処理施設技術管理者 (6コース、それぞれ基礎・管理課程と管理課程)	一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設に置かれる、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する者 その管理に係る一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する維持管理に関する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督する。	受講資格 基礎・管理課程:20歳以上 管理課程:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第17条に規定する学歴および実務経験等を満たしている者。	環境省令に規定された資格は以下の通り。【 】内の年数について、適正に廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を要する。 1. 技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門)【不要】 2. 技術士(上記部門以外)【1年以上】